

重要事項説明書

ジック少額短期保険株式会社

※申込書への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、「生活安心総合保険（賃貸住宅生活者総合保険）」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

●ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

●ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

●この書面では、生活安心総合保険（賃貸住宅生活者総合保険）について記載しています。生活安心総合保険（賃貸住宅生活者総合保険）は、賃貸住宅にお住まいの方専用の総合補償型商品です。

●ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項を次の2つに分けて記載しています。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して、ご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款によって定まります。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご加入のしおり（普通保険約款）」をご参照ください。
- ※お客さまのご契約内容や普通保険約款は当社ホームページにてご確認いただけます。（PCまたはスマートフォンに限ります）
- ※保険契約申込書のお客様控えまたは保険料領収証をご用意のうえ、次のURL <http://www.jicc-ssi.com> にてご確認ください。
- ご不明な点などは当社までお問い合わせください。

保険用語のご説明

この書面で使用している保険用語のご説明です。

なお、「ご加入のしおり（普通保険約款）」にも保険用語のご説明が記載されていますのでご確認ください。

家財	賃貸住宅内に収容されている生活用の動産をいいます。
給排水設備	賃貸住宅の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
ご契約者（保険契約者）	賃貸住宅の賃借人で、この保険契約を締結し保険証券に記載された者をいいます。
再調達価額	損害が発生した時および場所における家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する価額をいいます。
時価額	損害が発生した時および場所における家財の価額をいいます。
損害	滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって家財について生じた損害を含みます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
第三者	被保険者および被保険者と生計を共にする同居人以外の者をいいます。
賃貸住宅	保険契約者が賃借し、保険契約者または被保険者が日常生活を営む住居用の建物または戸室として保険証券等に記載された住宅をいいます。
被保険者	この保険契約の補償の対象となる者をいいます。
普通保険約款	賃貸住宅生活者総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります。 その金額は保険証券等に記載されております。
保険の目的	この保険契約の補償の対象となる家財をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

1 契約締結前における確認事項

1. 商品のしくみ

契約概要

注意喚起情報

賃貸住宅生活者総合保険（ペットネーム「生活安心総合保険」）は、賃貸住宅にお住まいの方専用の総合補償型商品です。

この保険の基本となる補償（契約プラン）、自動的にセットされる特約（自動セット特約）、セットすることができる特約（任意セット特約）は以下のとおりです。

○：補償します

×：補償できません

基本となる補償（契約プラン）		基本となる補償（契約プラン）			特約				
		ワイド	ベーシック	エコノミー	地震災害費用	ペット諸費用	ストーカー対策費用	ホームヘルパー費用	孤立死原状回復費用
家財の補償	①火災、②落雷、破裂または爆発、③建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、④騒じょう・集団行動・労働争議に伴う破壊行為、⑤給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ	○	○	○	+				
	⑥盗難	○	○	×					
	⑦風災・ひょう災・雪災	○	○	×					
	⑧水災	○	○	×					
	⑨偶然な事故による破損・汚損	○ 自己負担 3万円	×	×					
修理費用	修理費用	○	○	○					
	修理費用拡張担保	○	○	×					
	修理費用破汚損担保	○	×	×					
費用保険	罹災費用	○	×	×					
	緊急宿泊費用	○	○	×					
	罹災転居費用	○	×	×					
	残存物撤去費用	○	○	×					
	ドアロック交換費用	○	○	×					
賠償責任保険	借家人賠償責任保険	○	○	○					
	個人賠償責任保険	○	○	○					

2. 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。

詳しくは「ご加入のしおり（普通保険約款）」等でご確認ください。

補償の項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
①家財損害保険金	(ア)火災、(イ)落雷、破裂または爆発、(ウ)建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、(エ)騒じょう・集団行動・労働争議に伴う破壊行為、(オ)給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ	◆保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人の故意、重大な過失または法令違反 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害（地震災害費用保険を除きます）
②風水害損害保険金	台風や竜巻などの水災、風災、ひょう災、雪災	◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
③盗難損害保険金	(ア)盗難により賃貸住宅内において家財が盗取、損傷、汚損した場合 (イ)賃貸住宅内における現金・預貯金証書の盗難	◆核燃料物質、放射線汚染による事故 ◆火災等の事故の際における紛失・盗難の損害
④破汚損損害保険金	不測かつ突発的な事故により賃貸住宅内の家財が損害を受けた場合	◆家財の自然劣化、さび、かび、腐食、虫食い等によって生じた損害、家財が屋外にある間に生じた盗難
⑤修理費用保険金	①～③の事故により賃貸住宅に損害が発生し、賃貸借契約に基づき自己の費用で修理した場合	◆被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任や被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑥修理費用拡張担保保険金	(ア)凍結によって賃貸住宅の専用水道管が破損した場合 (イ)賃貸住宅の窓ガラスが寒暖差等により熱割れした場合 (ウ)被保険者の過失により賃貸住宅の洗面化粧台を破損した場合	◆被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損壊に起因する損害賠償責任
⑦修理費用破汚損担保保険金	不測かつ突発的な事故により賃貸住宅に損害が生じ、賃貸借契約に基づき自己の費用で修理した場合	◆保険金のお支払い対象とならない下記の家財に生じた損害 ①価格が30万円を超える貴金属・宝飾品、時計、骨董品・美術品等、または設計書・図案・帳簿等 ②自動車、船舶、航空機およびこれらの付属品
⑧罹災費用保険金	①～③の事故により保険金が支払われる場合で、保険の目的が損害を受けたため費用が生じた場合	③動物および植物等の生物 ④義歯、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類するもの
⑨残存物撤去費用保険金	①および②の事故により破損した家財の処分や清掃が必要な場合	⑤通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、切手、乗車券、これらに類するもの
⑩緊急宿泊費用保険金	①～③の事故により賃貸住宅に損害が発生し、住居としての機能や安全が著しく損なわれた結果、宿泊施設を臨時に使用し費用が生じた場合	*上記の他にもお支払いできない場合やお支払いの対象とならない家財があります。
⑪罹災転居費用保険金	①および②の事故により賃貸住宅に居住できなくなり、転居費用を負担した場合	*詳細は「ご加入のしおり（普通保険約款）」等でご確認ください。
⑫ドアロック交換費用保険金	③の事故で保険金が支払われ、ピッキングまたは事故の再発防止のためドアロックの交換費用を負担した場合	
⑬借家人賠償責任保険金	火災、ガス爆発事故で賃貸住宅を損壊させて結果、賃貸に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	
⑭個人賠償責任保険金	(ア)水濡れ事故を起こし、階下の部屋や他人の財物を破損させた場合 (イ)被保険者の日本国内における日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり財物を破損させた場合	

②お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。詳しくは「ご加入のしおり（普通保険約款）」をご参照ください。

保険の対象	損害保険金の額
家財	<p>■損害保険金を支払う場合 (基本となる補償⑥盗難および⑨偶然な事故による破損・汚損を除く) 損害保険金 = 損害の額 (保険金額が限度)</p> <p>■基本となる補償⑥盗難により損害保険金を支払う場合 損害保険金 = 損害の額 (保険金額が限度) *ただし現金は10万円、預貯金証書は100万円が限度額です。 *なお、損害の額は時価額によって定めます。</p> <p>■基本となる補償⑨偶然な事故による破損・汚損により損害保険金を支払う場合 損害保険金 = 損害の額 (保険金額が限度) - 免責金額 (3万円) *再調達価額によって定めた損害の額から3万円の免責金額を差し引いた額とします。 *ただし、1回の事故につき50万円を限度とします。</p>

* 損害額の算出方法については、「ご加入のしおり（普通保険約款）」をご参照ください。

* 損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額が異なる場合がありますので、詳しくは「ご加入のしおり（普通保険約款）」をご参照ください。

③主な特約の概要

契約概要

特約には、以下のものがあります。

特約の詳細および記載のない特約については「ご加入のしおり（普通保険約款）」をご参照ください。

特約の種類	特約の概要
地震災害費用	地震、噴火、津波により賃貸住宅が全壊し、被保険者の家財も全損となった場合、保険金(*)をお支払いします。
孤立死原状費用	借入人である被保険者が賃貸住宅内で孤立死したことによって、賃貸住宅が損害を受けた場合、保険金(*)をお支払いします。
ペット諸費用	賃貸住宅内の事故でペットが死亡したり、ケガをした場合や飼い主がケガを負い入院し一時的にペットを預け入れたペットホテル費用に対して、保険金(*)をお支払いします。
ストーカー対策費用	ストーカー被害に関する援助の申出を警察署に行い受理されたことを条件に防犯機材等の購入、設置費用等を負担した場合、保険金(*)をお支払いします。
ホームヘルパー費用	賃貸住宅内で発生した不測かつ突発的な事故により家事従事者が傷害を被り、家事を営むことができなくなったために、臨時にホームヘルパーを雇入れた場合、保険金(*)をお支払いします。

* お支払いする保険金は、それぞれの特約によって支払限度額が異なります。また、お支払いの条件も異なりますので、詳しくは「ご加入のしおり（普通保険約款）」をご参照ください。

④補償の重複に関する

注意喚起情報

補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約でも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。

なお、当社のこの保険契約はあらかじめ複数の異なる補償がセットされておりますのでご了承ください。この結果、個人賠償責任保険のみを補償範囲から除外することはできません。

■補償が重複する可能性のある保険

●個人賠償責任保険（自動車保険や傷害保険等にセットされる特約を含む）

⑤保険の対象

契約概要

この保険で補償される物（以下「保険の目的」といいます）は、保険証券等で記載された賃貸住宅に收容されている家財とします。ただし、畳、建具等の建物の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の建物付属設備の内、被保険者が所有し、かつ、もっぱら職務用に使用されていないものを含みます。また、エアコンの室外機、賃貸住宅に付属する洗濯機置場の洗濯機、賃貸住宅専用駐輪場内の自転車および賃貸住宅敷地内の洗濯物その他これらに類するものを含みます。

なお、次の(1)～(7)に掲げるものは、保険の目的に含まれません。

(1) 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み原動機付自転車を除く)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイクおよびボート、カヌーを含む)および航空機その他これらに類する物、ならびにこれらの付属品

(2) 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、小切手、印紙、切手、乗車券その他これらに類するもの

- (3) 貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超えるもの
- (4) 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類するもの
- (5) 動物および植物等の生物
- (6) 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
- (7) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの

⑥ 保険金額の設定 契約概要

① 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は簡易評価額を参考にお決めください。

家財の簡易評価額

入居人数	1名		2名		3名		4名以上	
世帯構成	学生・単身 赴任	左記以外 単身者	大人1人 子供1人	大人2人	大人1人 子供2人	大人2人 子供1人	大人2人 子供2人	大人3人 以上
家財価額	140万円～	200万円～	280万円～	350万円～	360万円～	500万円～	600万円～	800万円～

* 保険金額が家財の評価額（再調達価額）を超えても、保険金のお支払は評価額が限度となります。

* 再調達価額とは、同等の家財を新たに購入するのに必要な金額をいいます。

* 家財の簡易評価額が実態と異なる場合は、お客さまの実態に合わせてお決めください。

② 補償の対象は、賃貸住宅内に収容されている家財です。持ち出された家財は補償対象外です。

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

この保険の保険期間は1年間または2年間です。お客さまが実際にご契約する保険期間については、申込書の保険期間欄をご確認ください。

● 補償の開始：始期日の0時

● 補償の終了：満期日の24時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、ご契約の保険金額、保険期間等により決定されます。お客さまが実際にご契約する保険料については、申込書の保険料欄をご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を現金で払い込む一時払いとなります。

その他、保険料の払込に関する特約として「口座振替に関する特約」、「払込票払に関する特約」、「初回保険料口座振替特約」、「保険料月払特約」、「クレジットカードによる保険料支払に関する特約」がありますが、一定の条件があります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険料が申込書等の保険期間開始日以後に当社に払い込まれた場合には、その保険料の払込日を保険期間開始日として保険契約上の責任を負うものとし、保険料の払い込み以前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料の払込方法が「口座振替」または「払込票払」の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込みください。保険料払込期日の翌月末日（口座振替または払込票払の場合で、故意および重過失がないときは翌々月末日）までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は、始期日以降に発生した事故）による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

* 「クレジットカード払い」等、払込方法によっては、上記と取扱いが異なる場合があります。

4. 地震保険の取扱い

特約の「地震災害費用」は「地震保険」ではありません。当社では、地震保険のお引き受けはできません。

詳しくは「ご加入のしおり（普通保険約款）」をご参照ください。

5. 満期返戻金・契約者配当金 注意喚起情報

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時における注意事項

1. 告知義務（申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

ご契約者または被保険者となる方は、当社が告知を求めたものについて事実を正確にお答えいただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。申込書の記載内容をかならずご確認ください。

<主な告知事項>

- ①保険契約者の氏名または名称
- ②被保険者の氏名または被保険者（入居者）数
- ③被保険物件（賃貸住宅）の住所
- ④同一被保険者（入居者）にかかる当社の他の保険契約の有無

2. クーリングオフ 注意喚起情報

ご契約の方が個人の場合にはご契約のお申込後であっても、ご契約の撤回または解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

- ①お客さまがご契約をお申込された日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、本契約のクーリングオフを行うことができます。
- ②クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に当社クーリングオフ係宛に必ず郵便にてご通知ください。
*ご契約された取扱代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- ③クーリングオフされた場合には、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、当社および当社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。
なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

（クーリングオフを申し出られる場合）

はがき等に以下の必要事項をご記入の上、当社までご郵送ください。

- ①ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名（捺印）、電話番号
- ③ご契約を申し込まれた年月日
- ④ご契約を申し込まれた保険の内容（証券番号または領収証番号）
- ⑤ご契約を申し込まれた代理店名（取扱代理店）

記入例	
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: right; margin: 0;">〒283-0068 東金市東岩崎一五番地六 ジック少額短期保険株式会社 クーリング・オフ係行</p>	<p style="margin: 0;">下記の保険契約を クーリング・オフします。</p> <p>申込人住所： 氏 名： 電 話： ●申 込 日： ●証券番号： ●取扱代理店：</p>

3 契約締結後における注意事項

1. 通知義務等 **注意喚起情報**

ご契約者または被保険者には、ご契約後に保険証券等記載事項について変更する場合は、遅滞なく当社にご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がない場合、保険金のお支払いができないことや契約が解除されることがあります。

詳しくは「ご加入のしおり（普通保険約款）」をご参照ください。

<主な通知事項>

- ① 保険契約者または被保険者の氏名または名称変更
- ② 被保険者の追加または被保険者（入居者）数の変更
- ③ 被保険物件（賃貸住宅）から退去される場合
- ④ 被保険物件（賃貸住宅）の用途を居住用住宅から変更した場合

2. 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間の中途において、保険契約者の請求により保険契約を解約される場合には、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を次の計算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還する保険料} = \text{保険料} \times 0.67 \text{ (注1)} \times \frac{\text{未経過月数 (注2)}}{\text{保険期間月数}}$$

*注1：解約に伴い既払込保険料の33%相当額を契約初期費用として控除します。

*注2：解約日から保険期間満了日までの未経過月数とします。なお、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。

4 その他ご留意いただきたいこと

1. 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約は、万一当社が経営破綻した場合であっても、「保険契約者保護機構」による保護はありません。また、保険業法第270条の3の第2項1号（保険契約の移転等における資金援助）に規定する補償対象契約には該当しません。

2. 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

(1) この保険契約に関する個人情報は、保険契約の引受の判断および本契約の履行のために利用するほか、他社の他の商品、サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

(2) 当社は、業務上必要な範囲内でお客さまに関する個人情報を下記に提供することがあります。

- ① 業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等
- ② 保険契約の締結ならびに保険金支払の健全な運営のために、他の保険会社（少額短期保険会社を含みます）、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用することがあります。
- ③ 再保険引受会社に対し、再保険の締結、再保険契約に基づく通知、報告、再保険金の請求等のために提供することがあります。

* 当社の個人情報の取扱いについては、ホームページ (<http://www.jicc-ssi.com>) をご覧ください。

3. 重大事由による解除

以下のいずれかに該当する事由がある場合には、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。当社が保険契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員*、暴力団関係企業等）に該当または関与していると認められる場合

* 暴力団員でなくなった日から5年経過しない者を含みます。

- ④ ①から③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4. 当社（少額短期保険会社）がお引受する保険契約の要件

- (1) 保険期間は損害保険の場合、2年までとなります。この保険の保険期間は1年または2年です。
- (2) 保険金額は損害保険の場合、1被保険者について1000万円までとなります。
 - * 保険業法施行例第38条の9第1項に定める低発生率保険を含むものがある場合は、低発生率保険金1000万円とその他の保険金1000万円の合計2000万円までとなります。
 - * この保険は、賠償責任保険金1000万円とその他の家財保険金1000万円の合計2000万円が1被保険者についての支払限度額となります。
- (3) 1保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数は100人までとなります。
- (4) 1被保険者が保険期間を重複(*)する当社の他の保険契約の被保険者となることはできません。
 - * 「引越に関する特約」に定める重複期間を除く
- (5) この保険は住居として使用される賃貸住宅専用商品です。賃貸住宅の一部が事務所、店舗として使用される場合、その部分は補償対象外となります。

5. 保険契約の継続を引き受けない場合

当社は、この保険が不採算となり継続契約の引き受けが困難となった場合は、保険契約の継続を引き受けないことがあります。この場合は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

6. 保険期間中の保険料の増額および保険金額の減額について

この保険の収支を検証して、保険料の計算基礎の想定を超える支払が生じ、不採算となった場合は、当社は計算基礎を変更し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。この場合は、書面によりその旨を保険契約者に通知いたします。

7. 保険金の削減払いについて

巨大災害の発生等により、保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払のための財源が著しく不足する場合、当社の定めるところにより、保険金を削減してお支払いすることがあります。この場合は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

8. 保険契約を継続する際の契約内容の見直しについて

当社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。この場合は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

9. 保険契約の継続を引き受けない場合

当社は、この保険が不採算となり継続契約の引き受けが困難となった場合は、保険契約の継続を引き受けないことがあります。この場合は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

10. 事故が起こったときの手続きについて

- (1) 事故が発生したときは、直ちに取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金の請求権には時効(3年)があります。
- (2) 個人賠償責任、借家人賠償責任など、賠償事故にかかわる示談交渉は、かならず当社とご相談の上おすすめてください。
- (3) 保険金の請求を行うときは、当社が求めるものをご提出いただけます。詳しくは「万一事故が発生したときは」をご参照ください。

11. 支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取り消し、無効の判断の参考にすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互に照会しています。支払時情報交換制度に参加している少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ(<http://www.shougakutanki.jp>)をご参照ください。

5 万一、事故が発生したときは(事故発生から保険金のお受け取りまで)

(1) 事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて次の処置を行ってください。

- ① 損害の発生および拡大の防止(初期消火や貴重品の確保等)、けが人の救護、消防署(119番)、警察署(110番)への通報
- ② 第三者に損害を与え賠償責任が発生した場合は、相手方の氏名、住所、連絡方法をご確認ください。

(2) 事故の内容を当社・事故受付センターまでご連絡ください。その際、下記の点をお伺いします。

- ① 保険契約の内容 ⇒ 保険証券番号、保険契約者氏名、日中ご連絡のできる電話番号、事故を起こした方の氏名
- ② 事故の内容・被害 ⇒ 事故発生日時、場所、事故が起きた原因、被害(損害)の状況、相手がいる場合は相手方の氏名、住所、連絡方法
- ③ 届出先、管理会社 ⇒ 事故を届出した消防署・警察署名、担当官氏名および不動産管理会社、修理業者名とその電話番号
- ④ 郵便物の送付先 ⇒ 事故後に一時的に避難される等、郵便物の送付先を変更される場合はお知らせください。
- ⑤ 他の保険契約等 ⇒ 同一の事故に対し、他から保険金が支払われる場合は、他の保険会社名等をお知らせください。

(3) 事故の発生原因・被害状況を当社が確認いたします。場合により、現場検証、立会いを行いますので、ご了承ください。

(4) 下記の保険金請求に必要な書類を作成していただき、ご提出をお願いします。

必要書類	保険金の種類										ご説明
	賠償責任保険	家財損害保険	盗難損害保険	風水害損害保険	修理費用保険	地震災害費用	孤立死原状回復費用	ペット諸費用	ストーカー対策費用	ホームヘルパー費用	
保険金請求書 兼 同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保険金をご請求される際、被害状況の確認のため、事故内容、被害状況、事故の原因等を詳細にご記入ください。本書面は保険金の支払指図書および個人情報の同意書を兼ねています。
代理請求書 兼 委任状	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	保険金のご請求を第三者に委任される場合にご提出ください。本書面は、保険金の支払指図書および保険契約者の委任状を兼ねています。
賃貸借契約書(写し)					○		○	○			賃貸借契約書に記載されている賃借人が負担すべき修繕事項の確認や賃借人等の確認およびペット飼育可物件であることを確認するためにご提出ください。
損害品明細書	○	○		○							家財に被害がある場合、被害品・損害額が確認できるように購入時期や購入先・金額等をご記入の上、損害品の現物(または写真)、代替品購入時の領収書(レシート)等をご提出ください。
盗難被害品明細書			○								盗難事故で家財や現金の被害がある場合、被害金額の確認のため購入時の領収書(レシート)、保証書等や預金通帳のコピーを添付して、ご提出ください。被害品は警察署に届出た内容と同一となります。
修理見積書	○	△	△	△	○		○				修理代総額のみだけでなく、修理内容・数量・単価の確認できる修理見積書、修理代請求明細書または修理代領収書をご提出ください。
損害品写真(建物、家財等)	○	△	△	△	△		○				建物等の被害物件の全体像および被害箇所・被害の程度ので分かる写真を複数枚撮影しご提出ください。被害の程度により省略することができます。
診断書、診療報酬明細書、見積書、セキュリティーサービス申込書、請求書、領収書など								○	○	○	保険金請求者が負担した様々な諸費用の金額を確認するためにご提出ください。
住民票または戸籍謄本	△	△	△	△	△	△	○				保険金請求者が賃貸住宅の入居者である事、またはその相続人である事を確認する必要がある場合にご提出いただけます。
罹災証明書		△	△				○				火災の場合は消防署、風水災、地震の場合は市町村役場で発行されます。
盗難届出証明書、ストーカー援助の申出書(写し)			○		△				○		警察署で発行されます。発行されない場合は、届出警察署、届出日、届出人、受理番号を必ず『保険金請求書』(代理請求含む)にご記入ください。ストーカー援助を申し出た書面の写しをご提出ください。
権利移転証または念書			△								第三者の加害行為による損害、または盗難による損害の場合で、当社から依頼した場合にのみご提出ください。
示談書または免責証書	○										第三者への加害行為により損害賠償を請求された事故で、当社が同意し被害者と示談された場合にご提出ください。(当社の同意なく示談された場合、保険金の全部または一部をお支払いできない場合がありますので、示談される際は、必ず事前に当社までご相談ください)
印鑑証明または身分証明書	△	△									保険金のご請求が200万円を超える場合にご提出ください。運転免許証(コピー)等で代えることができます。
法人代表資格証明書	△	△									保険金のご請求が200万円を超える場合で、保険金請求者が法人の場合、印鑑証明と合わせてご提出ください。商業登記簿謄本で代えることができます。
損害額の協定書	△	△	△	△	△		△				損害の額について保険金請求者と当社とで合意し、お支払いする保険金額が確定した場合に、当社で協定書を作成し、ご提出を求められる場合があります。
その他	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	同一の事故に関して、他の保険金、損害賠償金等が支払われる場合や、人身事故を起こした場合は、上記の書類以外に、保険金支払通知書や診断書、診療報酬明細書等をご提出いただくことがあります。

- (5) 当社は保険金請求に必要な書類を全てご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に保険金支払に必要な事項を確認し、保険金をお支払いします。
* 但し、必要な事項の確認を行うために、警察、消防、損害保険鑑定人等、公的、専門的な調査等が不可欠な場合は、普通保険約款に定める日数までに保険金をお支払いします。
- (6) 当社は保険金支払後に、保険金支払通知書を保険契約者に送付します。指定された銀行口座等で振込をご確認ください。

●保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

●先取特権について

当社が借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金をお支払する場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が当社に対して有する保険金請求権(被保険者が支出した費用に対するものは除きます)について先取特権を有します。

被保険者は被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、当社に対して保険金を請求できます。このため、被保険者が保険金を請求できるのは、費用の支出に対する保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づいて、当社から直接被害者に保険金を支払う場合

6 お客さま専用の生活安心サービス(24時間・365日受付・対応)

事故や住まいのトラブルにフリーダイヤルで24時間・365日対応するサービスです。

* 土日祝日、夜間、年末年始は事故の受付業務のみとなります。

① 事故受付サービス(24時間・365日 受付・対応)

受付専用フリーダイヤル: 0120-492-585

② 生活安心QQサービス(24時間・365日 応急対応)

受付専用フリーダイヤル: 0120-307-255

夜間や休日等で、不動産管理会社・大家さん等が対応できない「水まわりのトラブル」、「カギのトラブル」、「ガラスのトラブル」の緊急時に、24時間365日体制で入居者の住まいに駆け付け応急対応をいたします。

* 生活安心QQサービスをご利用の際には、保険証券番号、お名前、ご住所等を確認させていただきますので、お手元に保険証券等をご用意ください。

* 30分以上の作業実費や部品代金は五利用者の負担とさせていただきます。

* 給排水管の凍結による故障、給湯器、食器洗い乾燥機等の故障は対象外となります。

* 緊急性がないと判断した場合は出動できませんのでご了承ください。

* 詳しくは、11ページ記載の「ご利用上のご注意」をご参照ください。

③ 健康生活ホットライン(24時間・365日 対応)

受付専用フリーダイヤル: 0120-492-585

生活安心QQサービス・ご利用上のご注意

1. 「住まいるQQサービス」の内容

(1)「住まいるQQサービス」は、年中無休、24時間体制で住まいの①水廻りの応急対応サービス、②鍵開けサービス、③ガラスの修理対応サービスを次の各項の内容で無料提供するものです。

①水廻りの応急修理サービス

家屋内の給排水管やトイレの詰まり、水漏れなどの故障に対する30分以内で実施可能な応急対応とします。

但し、作業時間30分以内であっても、洗面台の取り外しや、高圧洗浄などの特殊作業、部品代、応急処置を超える作業は有料となります。また、給湯器やシャフトトイレ等の故障、給・排水管の凍結解凍作業、排水管等からの異臭・異音、雨漏り、上階等からの漏水については本サービス提供の対象外となります。

②鍵開けサービス

利用者が自宅に入るための鍵を紛失の際に緊急開錠を行います。なお、鍵の紛失の場合は、現場にて身分証明書等の提示など利用者本人の確認ができることを条件に提供します。但し、鍵の複製作業や、部品代は有料となります。

③ガラス修理対応サービス

家屋のガラスの破損時に、応急処置およびガラス交換などの応急対応を行います。なお、無料サービス範囲は、基本出動料1回分と基本作業料1回分で、かつ上限を10,000円とし、それを超える費用については、特殊作業代として契約者の負担とします。また、部品代・ガラス代・破損ガラス処分代は無料サービス対象外とします。

加えて、ガラスの種類によっては納期がかかり現場にて即日作業完了できないものもあります。

2. 「住まいるQQサービス」の対象範囲、利用期間、対象地域

(1)サービスの提供は保険証券等記載の賃貸住宅内に限り、アパートやマンションの共用部分、屋外、上下水道の本管部分は対象外となります。

(2)サービスを利用できる期間は、保険証券等記載の保険期間とします。

(3)サービス対象地域は日本全国を対象とします。但し一部離島などについては、サービスの提供ができない場合があります。

3. 「住まいるQQサービス」の対象とならない場合

(1)前記1（「住まいるQQサービス」の内容）で規定する無料提供の範囲を超えた作業等。

(2)台風・大雨・暴風雨・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火・洪水等の天変地異、戦争・暴動・原子力事故等が発生しサービスの提供が困難な場合。

(3)第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の侵害等を伴う場合に、当該第三者の承諾が得られない場合。

(4)短期間に同一または類似内容の出動依頼が著しく高い等、利用者の故意または意図的と考えられる場合。

当社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

ジック少額短期保険株式会社

0120-84-9431 (フリーダイヤル)

受付時間：9時30分～17時

(土日・祝日、年末年始除く)

事故の受付は

事故受付サービス

0120-492-585 (フリーダイヤル)

受付時間：24時間・365日

少額短期保険に関するご相談・苦情は **注意喚起情報**

当社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

0120-82-1144 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9時～12時、13時～17時

受付日：月曜日から金曜日 (土日・祝日、年末年始休業を除く)

*詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ (<http://www.shougakutanki.jp>) をご覧ください。

ジック少額短期保険株式会社